

田村市週休2日確保モデル工事实施要綱

令和6年1月25日告示第4号

令和6年12月3日告示第126号

令和7年3月26日告示第54号

(目的)

第1条 この告示は、建設業の働き方改革を促進するため、田村市が発注する建設工事において週休2日確保モデル工事（以下「モデル工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。この場合において、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする「完全週休2日」とは異なる。

(1) 「週休2日」とは、次に掲げるいずれかの状態をいう。この場合において、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする「完全週休2日」とは異なる。

ア 月単位の週休2日（対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む。）を行ったと認められる状態をいう。）

イ 通期の週休2日（対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息を含む。）を行ったと認められる状態をいう。）

(2) 「対象期間」とは、工事着工日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 「4週8休以上」とは、次に掲げるいずれかの状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日及び猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ア 月単位の4週8休以上（対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5パーセントに満たない月は、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、4週8休（28.5パーセント）以上を達成しているものとみなす。）

イ 通期の4週8休以上（対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5パーセント（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。）

(6) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この告示の対象となる工事は、市発注の工事全てとする。ただし、工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事を除くものとする。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を

希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることができる。

(実施方法等)

第4条 受注者は施工計画書に週休2日相当の休日を確保し、現場閉所日を明記した工程表を添付し、発注者に提出するものとする。この場合において、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。

2 受注者は対象期間中、工事現場にモデル工事の対象工事である旨を明示するものとする。

3 受注者は、工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇としなければならない。

4 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議するものとする。

5 受注者は、毎月、工事履行報告書に現場閉所の実績を記入した実施工程表を添付し、受注者に提出するものとする。

6 受注者は、下請企業を含めた工事現場労働者の休日取得状況について、出勤簿、工事日誌等の工事現場労働者勤務状況が分かる書類を発注者に提出し、週休2日の達成状況を報告するものとする。

7 受注者は、この告示に基づき行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

8 発注者は、受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会、協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第5条 モデル工事の設計価格は、次の各号により積算するものとする。

(1) 工期は、4週8休対応の標準工期以上の期間とする。

(2) 当初積算時に、月単位または通期の4週8休以上を確保する場合の補正を計上するものとする。

(3) 土木工事に係る補正率は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(4) 建築関係工事（建築工事、電気設備工事又は機械設備工事をいう。）に係る補正率は、別表第3、別表第4、別表第5及び別表第6のとおりとし、別表第7により算定するものとする。

(5) 下水道工事に係る補正率は、別表第8のとおりとする。

(6) 発注者は受注者の週休2日について、施工中の現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約するものとし、達成状況に応じて、4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。

(7) 掲示板の設置費用は、土木事業単価「工事掲示板（T9941）」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上するものとする。

(特記仕様書等)

第6条 この告示を適用する工事については、特記仕様書に「田村市週休2日確保モデル工事実施要綱」の対象とする旨を記載するものとする。

(工事成績評定)

第7条 工事成績評定については、次の各号のとおりとする。この場合において、1件の請負金額が500万円未満の工事についても、同様とする。

(1) 受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、第1評定「5. 創意工夫」の項目で、加点

評価を行う。

- (2) 受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかった場合、第1評定の「2. 施工状況」「Ⅱ. 工程管理」及び第2評定の「2. 施工状況」「Ⅱ. 工程管理」において「d」判定とする。

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
この告示は、令和7年1月1日から施行する。
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条に規定する工事成績評定における減点評価については、令和7年度中に起工する工事には行わない。

別表第 1（第 5 条関係）

土木工事の補正

区分	4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
労務費	1. 04	1. 02
機械経費(賃料)	1. 02	1. 02
共通仮設費	1. 03	1. 02
現場管理費	1. 05	1. 03

備考 工場制作に要する費用、見積により機労材一式の施行単価については補正の対象としない。

別表第 2（第 5 条関係）

土木工事の補正（市場単価）

名称	区分	4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
鉄筋工		1. 04	1. 02
ガス圧接工		1. 03	1. 02
インターロッキングブロック工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 04	1. 02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 01	1. 00
	撤去	1. 04	1. 02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 01	1. 00
	撤去	1. 04	1. 02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 04	1. 02
	撤去	1. 04	1. 02
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 01	1. 01
防護柵設置工（落石防止網）		1. 02	1. 01
道路標識設置工	設置	1. 01	1. 00

	撤去・移設	1. 03	1. 02
道路付属物設置工	設置	1. 01	1. 01
	撤去	1. 04	1. 02
法面工		1. 02	1. 01
吹付砕工		1. 03	1. 01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 03	1. 02
道路植栽工	植樹	1. 04	1. 02
	剪定	1. 04	1. 02
公園植栽工		1. 04	1. 02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 02	1. 01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 04	1. 02
橋面防水工		1. 01	1. 01
薄層カラー舗装工		1. 01	1. 00
グルーピング工		1. 01	1. 00
軟弱地盤処理工		1. 02	1. 01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1. 01	1. 01

別表第3（第5条関係）

建築関係工事の補正（複合単価）

区分	4週8休以上 （月単位）	4週8休以上 （通期）
労務費	1. 04	1. 02

別表第4（第5条関係）

建築工事の補正（市場単価等）

工種	摘要	4週8休以上 （月単位）	4週8休以上 （通期）

		新営	改修	新営	改修
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16

建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01
撤去	各工種による				
取り壊し		1.02	1.02	1.01	1.01

備考 上記に記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を乗じて補正する。

別表第5（第5条関係）

電気設備工事の補正（市場単価等）

工種	摘要	4週8休以上 （月単位）		4週8休以上 （通期）	
		新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18

	プルボックス	1. 02	1. 15	1. 01	1. 13
	プルボックス用接地端子	1. 00	1. 00	1. 00	1. 00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1. 02	1. 16	1. 01	1. 14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1. 01	1. 06	1. 01	1. 05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1. 02	1. 17	1. 01	1. 15
配線工事	600 V 絶縁電線及び600 V 絶縁ケーブル	1. 03	1. 19	1. 01	1. 17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、接地極埋設票（金属製）	1. 02	1. 02	1. 01	1. 01

別表第6（第5条関係）

機械設備工事の補正（市場単価等）

工種	摘要	4週8休以上 （月単位）		4週8休以上 （通期）	
		新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1. 03	1. 17	1. 01	1. 15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1. 03	1. 17	1. 01	1. 15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1. 04	1. 24	1. 02	1. 22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1. 04	1. 24	1. 02	1. 22

別表第7（第5条関係）

市場単価及び補正市場単価の算定式

種別	区分	算定式
市場単価 補正市場単価	新営工事	市場単価×新営補正率 補正市場単価×新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価×新営補正率 補正市場単価×新営補正率
	執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価×改修補正率 補正市場単価×改修補正率
物価資料等の掲載 単価	新営工事	物価資料の掲載単価×新営補正率
	全館無人改修 執務並行改修	物価資料の掲載単価×改修補正率

別表第 8 (第 5 条関係)

下水道工事の補正 (市場単価)

名称	区分	4 週 8 休以上 (月単位)	4 週 8 休以上 (通期)
硬質塩化ビニル管設置工		1. 02	1. 01
リブ付硬質塩化ビニル管 設置工		1. 02	1. 01
砂基礎工	人力施工	1. 04	1. 02
	機械施工	1. 04	1. 02
碎石基礎工	人力施工	1. 04	1. 02
	機械施工	1. 04	1. 02
組立マンホール設置工		1. 03	1. 02
小型マンホール工		1. 01	1. 00
取付管及びます設置工	ます設置工	1. 01	1. 00
	取付管布設及び支管 取付工	1. 02	1. 01